

**【失職や廃業等の場合：会社員の方】**

申請に必要な書類	例
(1) 受給申請書	<b>大阪府私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（様式第1号の6）</b> ※大阪府のホームページよりダウンロード、印刷してください。
(2) 奨学のための給付金に係る誓約書	<b>奨学のための給付金に係る誓約書</b> ※大阪府のホームページよりダウンロード、印刷してください。
(3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類	<b>離職票、雇用保険受給者資格証などの公的な証明書類の写し</b> ※名前、離職日や離職理由（離職コード）が書かれている全てのページの写しが必要です。
(4) ①家計が急変する前の収入を証明する書類	<b>令和2年度の課税証明書（原本）、令和2年度の市町村民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し など</b>
(4) ②家計が急変した後の収入を証明する書類	※失職した状況が申請時点でも継続している場合は提出不要です。
(5) 生徒本人の健康保険証の写し	申請書2ページの指定箇所に貼り付けてください。
(6) 生徒本人の在学を証明する書類	<b>在学証明書</b> ※申請書3ページの下段に学校長の証明を受ける場合、在学証明書は提出不要です。
(7) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	<b>扶養親族全員分の健康保険証の写し 等</b> ※(4)①にて扶養親族の人数が明記されている場合は提出不要です。
(8) 給付金振込先口座の通帳等の写し	申請書3ページ上段に貼り付けてください。
(9) 保護者等の住民票	<b>保護者等（親権者全員）の住民票（原本）</b> ※発行後3ヶ月以内のものを提出してください。 ※保護者等の住所を確認します。生徒等や個人番号が記載されている住民票は不要です。 ※控除対象配偶者の住民票も必要です。
以下の書類は、区分2にて申請する方のみ提出が必要です。 ※生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は不要です。 <区分2> 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合	
(10) 兄弟姉妹の健康保険証の写し	
(11) 兄弟姉妹の高等学校の在学証明書	次の①または②に該当する場合は提出してください。 ①高等学校等に在学する兄弟が23歳以上 ②弟、妹が通信制の高等学校に在学している